HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	我が国における企業不正事例(8)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	經濟學研究, 47(3), 155-167
Issue Date	1997-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32086
Type	bulletin (article)
File Information	47(3)_P155-167.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 47-3
北海道大学 1997.12

＜研究ノート＞

我が国における企業不正事例（8）

吉見　宏

前号までの目次

1．はじめに――企業不正事例研究の意義
2．事例　大光相互銀行
3．事例　ＫＤＤ　(以上　本誌第45巻第2号)
4．事例　興人
5．事例　不二サッシ工業・販売
(以上　本誌第45巻第3号)
6．事例　リッカー
7．事例　平和相互銀行　(以上　本誌第45巻第4号)
8．事例　日東あられ
9．事例　イトマン　(以上　本誌第46巻第1号)
10．事例　日本コッパース
11．事例　マクロス　(以上　本誌第46巻第2号)
12．事例　アイペック
13．事例　イトーヨーカ堂
(以上　本誌第46巻第3号)
14．事例　雅叙園観光　(以上　本誌第46巻第4号)

15．事例　大和銀行・住友商事

15.1　事例の概要

大和銀行は都市銀行下位行，住友商事は総合商社大手として共に大阪に本店・本社を置く東京証券取引所第1部上場の企業である。本事例は，両社のトレーダーが起こした巨額にのぼる損失発生事例である。なお両事例には，直接的な相互関係はない。にもかかわらず本事例研究においてこれらを同一項で扱うのは，両事例に類似点がみられるためであり，また発生時期が比較的近いこともあり，両者を比較対照することが有益と考えるためである。

15.1.1　大和銀行

大和銀行は大阪に本店のある同じ都市銀行の住友銀行，三和銀行に比してその規模は小さいものの，都銀の中では唯一信託部門を切り離すことなく大和銀行本体で併営するなど，独自の経営戦略をとってきた。その行風は真面目，堅実といわれ，事実これまで不正事例に関連することがほとんどなかった銀行であった。

本事例は，同行のニューヨーク支店がその舞台となる。1995年（平成7年）7月17日，同支店の現地採用行員であり，米債券取引の責任者であったＩ氏は，米国国債の投資に失敗し，その隠蔽のために保有有価証券を不正に売却し，約11億ドル（当時の換算で960億円）の損失を出していることを告白した手紙を，同行頭取宛に郵送した[1)]。この手紙が経営陣によって認識されるのは24日になり，27日には調査のため国際担当常務をニューヨークに派遣，同常務が現地に到着した28日から調査を始めた結果，基本的にはＩ氏の告白文の通りの損失が発生していることを確認する。

8月8日，同行は事件を大蔵省に報告，9月18日には米金融当局にも報告した。これを受けて23日にＦＢＩ（米連邦捜査局）はＩ氏を文書偽造容疑で逮捕した。しかし，この時点ではまだ，事件発生の事実は公表されていない。上記のような時間の経過が後に問題となるのであるが，それは別途後述する。

1）告白文は，『日経金融新聞』平成8年3月1日，『文藝春秋』第74巻第1号，1996年1月を参照。

さて，実際に事件が公表されたのは，9月26日になってからのことである。すなわち同日，大和銀行は事件の概要を一般に公表し，約1,100億円の損失を被ったと発表した[2]。同行はこれを特別損失として同年9月期に一括処理することとした。また，同行頭取，会長は経営責任をとって辞任する方向が示された。しかし，大和銀行としては，これは道義的な経営責任をとったものであって，銀行が不正事件に関与してきたわけではなく，本事例はＩ氏個人が行ってきたものであり，むしろ大和銀行はそれにだまされた被害者である，という姿勢であった。しかし，米金融当局はそうは考えず，ニューヨーク州銀行局と米連邦預金保険公社は，大和銀行の米信託子会社のダイワ・バンク・トラストでも同様の不正が行われていた可能性があるとして特別検査に入った[3]。また92年のニューヨーク連邦銀行の検査に際し，国債売買を行っていないはずのダウンタウンの事務所で実際にはＩ氏が国債売買を行っていたことを隠蔽するため，要員や帳簿を一時的に移すなどの偽装工作を組織的に行っていた疑いを持っていた[4]。

前者については，84年から87年にかけて同子会社で出した国債簿外取引によって9,700万ドルの損失を出し，この損失をケイマン島の子会社に「飛ばす」ことによって処理していたことが明らかになった。この事件についてはここまでまったく報告されておらず，いわば内密に処理されていたことから，大蔵省もこれを組織的な隠蔽工作と認めた[5]。このためこの件はＩ氏の不正取引とは直接の関わりを持たないにもかかわらず，大和銀行がＩ氏の場合でもやはり組織的な隠蔽を行ってきたのではないかという疑念を強めさせる結果になったのである。

10月16日には，本事件について米下院銀行委員会で公聴会が開かれ，ここでは大蔵省の米当局への報告の遅れが批判されると共に，邦銀の検査の強化が示唆された[6]。

10月19日，Ｉ氏は検察との司法取引に応じ，ニューヨーク連邦地方裁判所で罪状を認めた。この罪状認否の中で，同氏は頭取への告白状郵送後，損失の隠蔽を上部から指示され，不正な国債取引を継続すると共に虚偽報告書を作成したこと，不正取引の中で自らも57万ドルを横領していたことを認めた。前者については，大和銀行が事件を認識した後に組織的にそれを隠蔽する行動に出たこと，そのため，7月末提出の四半期報告では米連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）に虚偽の報告書を提出したこと，先述の92年の偽装工作の中で，Ｉ氏が国債売買業務と証券管理業務の監督者を兼ねていた事実を隠した報告書をニューヨーク支店幹部が93年11月に提出していたことも明らかにされた。これに対して，大和銀行は，事件の認識後の指示はＩ氏の逃亡を防ぐためのもので偽装工作ではないと主張した[7]。

かかる事件の展開に伴って，米当局の厳しい処分が予想される中，日銀も罰則措置を含めた指導を行うことを発表した[8]。対して大和銀行は，大蔵省と日銀に国内店舗の統廃合を含めた業務改善計画を提出した[9]。米当局の処分は年明けになるとの観測もあったが[10]，ＦＲＢなどの処分はきわめて早く11月2日に発表された[11]。その骨子は，大和銀行は96年2月2日までに米国内での全業務を停止し，銀行免許を返上，今後３年間は米国内での業務再開申請を認めないというものであった。これは事実上，速やかに米国内からの全面撤退を命令したもので，過去の同種の処分はＢＣＣＩ事件以来というきわめて厳しいものであった。また，ニューヨーク連邦地検は，重罪隠匿，詐欺，金融機関検査妨害な

2）『日本経済新聞』平成7年9月27日朝刊。
3）『北海道新聞』平成7年10月6日夕刊。
4）『日本経済新聞』平成7年10月7日朝刊。
5）『日本経済新聞』平成7年10月10日朝刊。
6）『日本経済新聞』平成7年10月17日朝刊。
7）『日本経済新聞』平成7年10月21日朝刊。
8）『日本経済新聞』平成7年10月27日朝刊。
9）『日本経済新聞』平成7年10月31日朝刊，11月2日朝刊。
10）『日本経済新聞』平成7年10月28日朝刊。
11）*Financial Times,* 3 November 1995.

ど24の罪状で大和銀行をニューヨーク連邦地裁に起訴，同時にニューヨーク支店のT前支店長も逮捕した。米国での営業不可，巨額損失に予想される巨額の罰金といった事態を受けて，もはや大和銀行自体の存続が不安視されることとなった。これに対し，大和銀行は処分の発表と同時に，住友銀行との合併が基本合意に達していることを表明した[12]。またかつて母体会社が大和銀行と同じであった野村証券，そして日本銀行も大和銀行の資金繰りに協力する方針を示し，事件による金融不安をなくす方向が模索される[13]。これにより，大和銀行に対する一般の信用不安などは回避された形になったが，この直後に大和銀行のK頭取が野村証券を訪ねた際には，住友銀行へは海外業務の支援を要請したが合併について具体的な話はなく，自助努力で再建すると伝えており[14]，野村証券の社長も合併の必要性に疑問を呈している[15]。そしてこの後，大和銀行はアメリカでの裁判に傾注するということで，合併検討を先送りすることを明らかにするのである[16]。

そのアメリカでの公判では，大和銀行は起訴後も地裁で無罪を主張し[17]，またT前支店長も無罪を主張した[18]。しかし，米検察側の強硬な姿勢もあり，司法取引を行う方向が現実的となる[19]。96年2月28日，大和銀行は損失隠し（共同謀議）など16の罪の有罪を認める司法取引に応じ，罰金3億4,000万ドルを支払うこととした[20]。これは米国刑事犯罪史上最高額の罰金である。また，T元支店長も有罪を認めて司法取引に応じた。この中で，同氏は，事件認識後の隠蔽工作は大蔵省の意向を汲んだものと主張した[21]。T元支店長には禁固2カ月，罰金10万ドル，そしてI氏には禁固4年，保護観察5年，罰金200万ドル（約2億2,800万円），個人的横領分の57万ドルの大和銀行への返還の判決が言い渡された[22]。これらはいずれも司法取引により軽減された後の量刑である。なおこの後，大和銀行はシカゴ商品取引所からも米国債の取引に際しての規則違反を理由に罰金6万ドルが課され，大和銀行はこれに応じている[23]。

ところで住友銀行との合併については，大和銀行のK頭取が，株主総会においてこれをまったくの白紙と事実上否定する発言をするに至り[24]，後には当面これを棚上げすることが明らかにされ，事実上立ち消えとなる[25]。合併の話は事件直後の金融不安をなくす効果はあったといえるが，情報開示のあり方に問題を残すものなった。なお大和銀行の米国での営業部門は住友銀行に譲渡され，自らは関西地区とアジアに特化した経営戦略を取ることを表明している。

15.1.2　住友商事

本事例は，住友商事非鉄金属部長のH氏がロンドン金属取引所（LME）において銅地金の先物取引を繰り返した結果，巨額の損失を被った事例である。H氏が勤務していたのは日本であるが，市場はロンドンが舞台となり，また市場取引での巨額損失という点で，前項の大和銀行の事例と類似した点が多い。

H氏は1970年（昭和45年）住友商事に入社し，73年5月，非鉄金属部銅地金課に配属，以来一貫して同部署で銅取引の専門家としてキャリアを

12）『日本経済新聞』平成7年11月4日朝刊。
13）『日本経済新聞』平成7年11月5日朝刊，11月6日朝刊。
14）『日本経済新聞』平成7年11月7日朝刊。
15）『日本経済新聞』平成7年11月8日朝刊。
16）『日本経済新聞』平成7年12月1日朝刊。
17）『日本経済新聞』平成7年11月9日朝刊。
18）『日本経済新聞』平成8年1月12日朝刊。
19）『日本経済新聞』平成8年1月18日朝刊。
20）『日本経済新聞』平成8年2月29日夕刊，『商事法務』第1417号，49頁。
21）これについては，当時の久保亘蔵相はただちにこれを否定している（『日本経済新聞』平成7年4月5日夕刊）。
22）『日本経済新聞』平成8年10月26日朝刊，12月17日夕刊。なおI氏はその後控訴している（『日本経済新聞』平成9年1月14日夕刊）。
23）『日本経済新聞』平成9年8月20日夕刊。
24）『日本経済新聞』平成8年6月28日朝刊。
25）『日本経済新聞』平成8年9月26日朝刊。

積んできた。85年夏頃，銅地金の恒常的な赤字を埋めるため，当時サブリーダーだったH氏はチームリーダーと共に上司に無断で銅の先物取引を始めた。しかし，これは損失を出し，H氏がチームリーダーになった87年8月には損失額は65億円に上っていた。これを埋めるためにLMEでの簿外取引が始められたのである[26]。

1991年には，本件が発覚する1つの糸口があった。まず同年3月にはLMEが住友商事に取引規模縮小を要請し，さらに12月には米国DLT社がH氏から架空取引を持ちかけられたとLMEに通報，LMEが住友商事に伝えている。後者については，その証拠がなくLMEとしても特に手を打たず，また，住友商事も調査を行ったものの，H氏以上に銅取引に詳しい者がおらず，問題は発見できなかったという[27]。しかし現実には，同年度期末には損失は約682億3,000万円に上っていた。また，93年にもLMEから相場操縦の疑いを指摘され，住友商事も調査したが，やはり不正は発見できていない[28]。

1995年1月に，H氏は非鉄金属部長に昇任した。しかし，同年12月には，英当局が銅地金の不自然な値動きについて住友商事に調査を依頼，96年5月上旬になって取引先外国銀行の残高が社内書類と一致せず，ここでH部長の不正が社内的に明らかとなった。5月9日に住友商事は同部長を解任，調査専従に配置替えしたが，これが同月17日，欧州市場でH氏の住友商事退社，スイス企業移籍のうわさになって銅価格の不安定さを招いた。この時点で，住友商事は対外的にH氏の配置替えを認めた。

6月5日，H氏は簿外取引による巨額損失を住友商事に告白した。この時点ではその内容は公表されていないが，6日には米加企業が銅を売り，7日には住友商事が自らの「買い」ポジションをスイス・ユニオン銀行に売却している。11日，住友商事は通産省と英米当局に銅取引による損失発生を報告し，同社取締役会でも約15億ドルの損失という報告を行った。また13日には，損失が18億ドルに上ることを当局に報告している。

そして14日，住友商事は事件を発表し，H氏を解雇した。この事件は特に日本とイギリスの報道機関が大きく報道し，英証券投資委員会（SIB），英重大不正捜査局（SFO）も調査・捜査に着手した[29]。しかしながら，これ以降，事例の内容の詳細は後に社内調査を発表するとした住友商事が厳重な情報統制を行い，報道上はきわめて情報の少ない状態となる[30]。

6月16日，SFOは94年に起きたチリ国営銅公社（コデルコ）の不正取引との関連を調査しているとしたが[31]，この点についてはコデルコ事件の当事者はこれを否定している[32]。アメリカでもマンハッタン連邦地検が仲介業者を中心に本事件の捜査を開始し[33]，またSFOも8月には関係者宅の家宅捜索などの強制捜査に入った[34]。9月18日には，米下院銀行委員会が本事件につき公聴会を開いている。

さて，6月20日，住友商事は97年3月期決算が赤字になる見込みを発表し，合わせて96年3月期決算について，その利益処分案は既に株主に送付済みであったが，これを撤回し，次期での損失処理をにらんだ利益処分案に差し替えることとした[35]。27日には株主総会が開かれ，この利益処分案は承認されている[36]。なお，損失額は9月

26）『日本経済新聞』平成9年2月18日朝刊。
27）「巨額損失のつめ跡②」『日本経済新聞』平成9年6月11日朝刊。
28）『日本経済新聞』平成8年6月17日朝刊。
29）『日本経済新聞』平成8年6月14日夕刊。*Financial Times,* 15/16 June 1996, *The Times,* 15 June 1996, *The Guardian,* 15 June 1996, *The Daily Telegraph,* 15 June 1996.
30）その後英米での本事件の立件は難航することになるのだが，住友商事は大和銀行の轍を踏まないためにもその際の司法取引に備えて情報を統制しているともいわれた（『日本経済新聞』平成8年7月13日朝刊）。
31）『日本経済新聞』平成8年6月17日朝刊。
32）『日本経済新聞』平成8年7月10日朝刊。
33）『日本経済新聞』平成8年6月19日朝刊。
34）『日本経済新聞』平成8年8月9日夕刊。
35）『日本経済新聞』平成8年6月20日朝刊。
36）『日本経済新聞』平成8年6月28日朝刊。

19日の発表では2,850億円に拡大し，97年3月期決算で一括処理する結果，1,500億円の損失となることが発表された[37]。

強制捜査は先述のように英米が先行した形になったが，東京地検も8月下旬から関係者の事情聴取を始め[38]，10月2日にはH元部長を聴取[39]，22日には有印私文書偽造容疑で同氏を逮捕[40]，住友商事も同氏を告訴した。H元部長は11月12日に起訴され[41]，住友商事は同氏を詐欺罪で東京地検に告発，13日には同罪容疑でH元部長が再逮捕されている[42]。これは，架空取引で住友商事子会社から約756億円を詐取したというものである。12月2日には，地検特捜部が同氏を詐欺罪でも起訴し，これをもってこの事件の捜査は終結した。すなわち，結果として本事例はH元部長個人の不正事件であり，住友商事ないしその関係者の関与はなかったとされたことになる[43]。なお，住友商事は背任罪での告発も考えていたが，H元部長の着服を確認できず，これは断念されている[44]。初公判は平成9年2月17日に開かれ，H元部長は起訴事実を認めている[45]。

さて，日本の報道機関は，事件の原因として早くからLMEの取引慣行そのものに問題があるのではないかとの指摘を始めていたが[46]，8月15日には，英証券投資委員会（SIB）がLMEの改革に着手する[47]。10月24日には米商品先物取引委員会（CFTC）がSIBにLMEの規制強化を提案したことを発表した[48]。そして12月19日にはLMEの規制強化案が発表されるものの[49]，米当局はこの内容に失望を表明している[50]。

97年2月26日，住友商事のA会長が退任を表明する。いわば事件の責任を取った形ではあるが，あくまで事件に関する住友商事の管理責任は認めず，H元部長個人の犯罪という認識を示した[51]。

15.2　報道の論点

15.2.1　大和銀行

大和銀行事件に関しての報道の論点は，以下の4点にまとめられよう。

第一は，事件への大和銀行，大蔵省の対応のあり方である。これは，本事例についての責任の所在といってもよい。すなわち，かかる巨額損失事件が長年にわたって露見せずにきたのはなぜなのかについて，大和銀行の責任が論じられた。特に大和銀行の組織的犯罪の追求という米当局の姿勢が明確になってからは，大和銀行が主張するようにI氏の単独犯であり大和銀行は被害者なのか，あるいは大和銀行もいわば共犯者であるのかに関心が集まっている。さらに，米当局の批判が大蔵省の報告の遅れに向き，また米検察当局の事件立件の中で，事件公表の遅れの理由に大蔵省の指導があったと指摘されるに至って，大蔵省の責任問題が論議された。

第二は，大和銀行とI氏ら当事者の処分にかかわるものである。この点については，報道の限りでは，その処分はI氏は別として，大和銀行自体はさして重いものにはならないと当初考えられていた節がある。すなわち，我が国での本事例の当初の受けとめられ方としては，銀行の一行員の不祥事というものであったように思われる。しかしながら，米国での事件の発展に

37）『日本経済新聞』平成8年9月20日朝刊。
38）『日本経済新聞』平成8年9月3日朝刊。
39）『日本経済新聞』平成8年10月3日朝刊。
40）『日本経済新聞』平成8年10月23日朝刊。
41）『日本経済新聞』平成8年11月13日朝刊。
42）『日本経済新聞』平成8年11月14日朝刊。
43）しかしコデルコ事件の当事者の見解のように，規制を考えれば組織が関知していなかったとは考えにくいとの指摘もあるし（『日本経済新聞』平成8年7月10日朝刊），欧米の金融機関等も住友商事の組織的関与を示唆している（『日本経済新聞』平成8年7月13日朝刊）。
44）『日本経済新聞』平成8年11月30日朝刊。
45）『日本経済新聞』平成9年2月18日朝刊。
46）『日本経済新聞』平成8年6月18日朝刊。
47）『日本経済新聞』平成8年8月16日朝刊。
48）『日本経済新聞（国際版）』平成8年10月26日朝刊。
49）『日本経済新聞』平成8年12月20日朝刊。
50）『日経金融新聞』平成8年12月25日。
51）『日本経済新聞』平成9年2月27日朝刊。

伴って，大和銀行に対しても何らかの処分が下されることが明らかとなり，それが予想より早く発表され，しかもその内容が米国からの撤退命令というきわめて重いものであったことで，この点の報道は大きなものとなる。また，本事例が米国では大和銀行の組織犯罪と理解され，ために元支店長までが逮捕され，実刑を課されたことは日本では考えられないこととして捉えられた。そして，上記の第一点と結びつけられ，大蔵省の対応，日本の金融システムの不備に対する，米国によるいわば警告，みせしめといった捉え方もあった[52]。

第三は，住友銀行との合併である。この報道は，米国での大和銀行の処分発表と併せて報道されたことが特徴的である。報道は，この時点が最も大きかったといってよい。その内容は，処分内容よりは主として住友銀行との合併に傾斜したものであった。この結果，この合併問題が大和銀行の処分問題への注目を薄くするとともに，大和銀行事件を要因としたいわゆる金融不安を消す効果を持ったことは確かである。しかし，前述のように，この合併の話は大和銀行側が次第に否定する展開をみせ，そのまま離散してしまうのである。

第四は，株主代表訴訟についてである。本事例では，株主代表訴訟が提起されている[53]。これは，役員48人を相手取ったものであるが，本事例では，銀行側が原告に担保提供を求める申し立てを行い，大阪地裁は原告の提訴が悪意に基づく提訴にあたるとして約13億円の担保提供を命じた[54]。本事例は，株主代表訴訟で原告に多額の担保提供命令が出された事例として注目されたわけである。

ところで，本事例で特徴的なことの１つに，事件が発覚した当初の報道の扱いが意外に小さいことがある。それが，事件が組織犯罪という展開を見せる中で次第に大きくなっていくのであるが，このことは，本事例に対する認識に日米でかなりの差があったことを示すものであろう。

15.2.2　住友商事

住友商事に関する報道の論点は，以下の３点にまとめられよう。

第一は，銅の不正取引についての事実関係である。本事例は外国商品先物市場における損失事例であり，ある意味では一般にはなじみのないものが舞台となっている。そのため，銅の先物取引とは何なのか，そこで損失が生じるとはどういうことなのかにつき，かなりの報道部分が割かれている。もっともこの中では，損失を出したＨ元部長が「５パーセントの男」といわれるように銅の国際市場では重要な位置を占めるトレーダーであったことを除けば，当事者個人についての報道は従前の例に比して必ずしも多かったとはいえない。これは，他の同様の事例と異なり，Ｈ元部長の横領が立証されなかったこと，すなわち日本的にいえば会社のためにやって結果的に損を出し，罪に問われた事例となっていることと無関係ではあるまい。また，先述のように，事件後の住友商事の本事例に関する情報管理が行き届き，いわばほとんど情報開示がなされていないこととも関連があるように思われる。

第二は，不正取引の市場となったＬＭＥについてである。これは第一点と同様にこの市場についての一般のなじみが薄いこともあり，その問題点を含めて報道がなされている。本事例の特徴の１つに，報道が日本の報道のみならず，外国，特にイギリスの報道がかなり大きく扱っていることがある。特にこのＬＭＥについては当然ながらイギリスの報道が大きく取り扱っており，日本の報道は基本的にはそれを後追いする形になっていることが特徴的である。

第三は，本件の責任の所在である。ここで事

52)『日本経済新聞』平成7年11月6日朝刊，アトキンソン［1996］。
53)『日本経済新聞』平成7年10月18日朝刊。
54)『日本経済新聞』平成9年4月19日朝刊，「検証・株主代表訴訟①」『日本経済新聞』平成9年6月24日朝刊。

件当事者であるH元部長の責任を問うものがあるのは当然であるが，住友商事の責任を問うものはあっても，その具体的な責任の所在を報道は追求できていない。これはやはり事例のわかりにくさと住友商事自身の情報管理がその理由に挙げられよう。また，大和銀行事件では米当局が迅速に組織責任の追及に動いたのに対し，本事例では日本当局はH氏１人の責任を追及するに止まり，また直接の当事者でない米当局，あるいは一方の当事者であるにもかかわらず英当局の動きもきわめて遅いことも大きな要因である。

また，日本の事例では，かかる場合に監督官庁の責任を問う報道があるのが通例であるが，本事例についておそらくは監督官庁となる通産省の責任を問う報道はきわめて少なかったといえる。これは商社である住友商事は，銀行業において大蔵省が行っているような細部にわたる監督は受けていないこと，また舞台のＬＭＥが日本の市場でないことがその理由と考えられる。

第四は，住友商事に対する訴訟である。まず，利益処分案を修正するなど異例であった住友商事の事件直後の株主総会が，きわめて簡単に終わったことについて，株主から議事進行が不公正であることを内容とした総会決議の取り消しを求める訴訟が起こされた[55]。ここで訴訟を提起した株主は，後に役員を相手取った損害賠償請求額が総額2,004億円という巨額に上る株主代表訴訟も提起している[56]。

15.3　監査および監査人との関連

大和銀行，住友商事の事例は，その以前に発生したベアリングズ事件と合わせて，世界の三大金融スキャンダルとも呼ばれている[57]。三事例に共通するのは，１人のトレーダーが長年にわたって金融・商品市場で不正な取引を繰り返した結果，多大な損失を発生させたことである。これはすなわち，長期にわたってかかる不正取引が露見しなかったことを意味し，仮に早い段階で不正が発見されていれば，少なくともかかる多額の損失は回避できたはずであることを意味する。したがって，なぜ長期にわたって不正が発見できなかったのか，あるいは不正が発見できなかった責任はどこにあるのかが問題となるのは当然であろう。

周知のように，ベアリングズ銀行は英国の商業銀行であったが，95年2月，同社子会社のベアリングズ証券のシンガポールにおけるトレーダーであったＬ氏が大阪証券取引所とシンガポール国際金融取引所（ＳＩＭＥＸ）に上場されている日経225先物の取引で，約5億ポンド（765億円）の損失を出した。Ｌ氏は後にシンガポールで起訴され，文書偽造などで懲役6年6カ月の判決を受け，またベアリングズグループはこれにより経営破綻し，オランダのＩＮＧグループに買収されることになったというのが，この事例の概略である。

この際の報道も，ＳＩＭＥＸの問題点，英金融当局の監督責任を問うものが多く，事実イギリスでは本事例を契機に金融制度改革が進むことになる。95年7月のイングランド銀行の本事例に関する調査報告は，本事例で不正取引が長年にわたり発見されなかった理由を大きく２つにまとめている。１つは，ベアリングズ内部の管理体制の不備であり，いま１つはベアリングズの外部からの監督ミスである。そして後者の外部者に含まれる者として，先述の監督官庁と外部監査人が挙げられている。すなわち，本事例ではベアリングズの内部監査の失敗と，外部監査人の監査の両方の失敗が事件の理由として挙げられているのである。

内部監査の問題に関しては，ベアリングズ，大和銀行，住友商事のいずれの事例にあっても，その失敗を否めないところであろう。事実，いずれの事例にあっても，その内部管理体制の不

55）『日本経済新聞』平成8年9月26日夕刊。
56）『日本経済新聞』平成9年4月9日朝刊。
57）「ルポルタージュ第３部（９）」『日経産業新聞』平成8年11月7日。

備を指摘する報道があり，それぞれ対応もとられているところである。そもそも，内部監査についての議論は監査論の中で必ずしも多いとはいえないが，本事例はそのための有益な事例となるように思われる。

外部監査の問題に関しては，先述のベアリングズの事例と大和銀行，住友商事の両事例とでは好対照をみせている。すなわち，後2者については，外部監査人である公認会計士の監査の問題については議論がない。これは，住友商事の事例についての，「公認会計士の業務は会計監査であって，業務監査ではない」「このような事件をおこした内部統制組織の欠陥に対する監査法人のチェックの問題はあるかも知れないが，会社の内部監査でも発見できない事件を外部監査人が通常の監査手続きで発見するのはむつかしく，外部監査の能力の限界を超えるもの」という見解がその理由をよく表しているように思われる[58]。すなわち，本事例は監査の面からいえば内部統制，内部監査の不備の問題であって，業務監査の問題であっても会計監査の問題ではないというものである。

しかしながら，不正による損失が，大和銀行の場合も住友銀行の場合も，財務諸表に重要な影響を与えるほど巨額なものであったことは否めまい。かかる重要な虚偽記載を外部監査人が看過したことの理由はさらに考察されるべきである。内部監査で発見できなかったのだから外部監査でも無理，というのは単純すぎるにしても，不正が内部監査でも発見できなかったのはなぜだろうか。本事例の困難さは，2点ある。1つは，監査の対象となるべき取引が，金融・商品先物などの取引であった点である。いずれの事例でも，当事者が内部監査から逃れ得てきたのは，内部監査人以上に当事者の方がその取引に精通しており，当事者以上に当該取引を知っている者がいなかったということによる。これが，長年同一人物に取引をまかせてきた理由であり，内部統制が働いていなかった理由でもある。外部監査人にとっては，かかる状況を見極めて，まず内部統制の有効性を判断しなければならない。大和銀行，住友商事の事例ともそれが十分なされていたのかは疑問と言わざるを得ない。確かに，これらの企業は大企業といわれる企業であり，中小の企業に比べれば内部統制はしっかりしていると考えるのが常識であろう。外部監査人自身が，かかる常識に捕らわれていなかったかどうかを自省する必要がある。そして，監査人が対象となった取引を理解し得ていたのかも考察する必要がある。仮に，企業の内部監査人がそうであったように外部監査人も当該取引についての理解に乏しかったのならば，それは問題と言わざるを得ない。金融商品，商品先物取引のわかりにくさは当然であるが，それらへの理解が不十分なまま監査が行われているとすれば，これら商品の現在の普及度から考えて，重要性はともかく多くの企業でこれら取引にかかわる不正が監査上看過される確率がきわめて高いことになる。これを防ぐために，かかる新たな取引についての監査について検討する必要があろう。

また，困難さを示すもう1点として，大和銀行事件では，事件がニューヨークの支店，現地法人で起こったことが挙げられる。日本の監査法人は，果たしてどの程度これら在外支店等の監査を行えたのかのだろうか。現実には，現地事務所の調査結果を利用する形にならざるを得ないであろうが，そのような外国監査法人の調査結果を利用して監査意見を形成することの難しさを，本事例は示しているともいえる。内部監査にしても，大和銀行事件以前は基本的には日本からの担当者の出張で監査が行われてきており，これで十分な内部監査が行い得ていたのかどうかは疑問の残るところである。

監査役についての議論はほとんどみられない。先述のように，公認会計士の立場からみて業務監査に問題があるとすれば監査役の監査責任について議論があってもおかしくはないとこ

58) 森田［1996］，8頁。

ろである。これは，しばしばいわれているような監査役の無機能化を示す例といえるかもしれないが，1つ興味深いのは，本事例が1993年(平成5年)10月の商法改正で導入された社外監査役制度導入の後の事例であることである。特に住友商事は，本制度の導入には積極的な企業であって，93年6月には商法改正に先駆けて元検事総長のM氏を社外監査役として迎えている[59]。結果論になるがすでにこのときには，H元部長による不正取引で同社はかなりの損失を抱えていたことになる。そしてそれは監査役の監査で指摘されることなく継続されたわけであり，社外監査役制度の導入によってただちに監査役監査が機能するようになったわけではない1つの例ともいえよう。あるいは，真に監査役監査の有効性を高めるためには監査役への取締役の人事権の付与といった方策も考えねばならない証左の1つといえるかもしれない[60]。

住友商事の事例に関連して生じたいま1つの興味深い監査問題は，利益処分案の変更と後発事象の取り扱いである。すなわち，前述のようにH元部長がその不正取引を住友商事に告白したのが6月5日，そしてこれが公表されたのが6月14日である。すでに96年3月期の財務諸表は監査を経て確定し，商法上の監査報告書の謄本を含めて株主に定時株主総会の招集通知が送付されていた。

この事態に，住友商事が採った方策は以下のようであった。すなわち，財務諸表は修正しない。しかし，次期以降の財務諸表に影響を与える可能性のある重要な後発事象としてこれを注記する。次期での損失処理に備えて，図1のように利益処分案を修正する。監査法人は，上記に対応して，証券取引法監査による監査報告書に重要な後発事象の注記がある旨の特記事項を加えた。

この処理は，監査上の取り扱いとしては規定上問題がない。すなわち，日本公認会計士協会監査第一委員会報告第44号「後発事象に関する監査上の取扱い」によれば，本事例は貸借対照表日にすでに発生していた事象であり，同報告にいう「第一の事象」ということになる。「第一の事象」は基本的には商法上も財務諸表に反映されねばならない。もしもこれがなされていない場合には商法監査では不適法意見が表明され，証券取引法監査では会計処理の準拠性に係る除外事項が記載されることになる。しかし，これは商法監査における会計監査人の監査報告書作成日前に後発事象が明らかになった場合であり，作成日後に明らかになった場合には証券取引法に基づいて作成される財務諸表へは注記によって開示することとしている。住友商事の事例は，まさにこの後者の事例にあてはまった希有な事例といえる。監査報告書の作成日前後で，第一の事象にあたる後発事象の開示方法にこのような大きな差がみられるのは，理論的というよりも財務諸表の修正が日程的にいって可能かどうかという実務的な配慮によるものと考えられる。

この結果，住友商事の事例の場合，商法上の会計監査人の監査報告書は今般の損失が反映されぬままで適法意見のものが提出されることになる。そして時間的にその後になる証券取引法上の監査報告書には，特記事項が記載された上で適正意見が出されたわけである。このような実務に対して，森田［1996］は，招集通知に修正利益処分案が入っていないまま定時株主総会で決議しているのだから，同じ論理で会計監査人の監査報告書の取り下げと財務諸表の修正を定時株主総会で行うことも可能ではないか，すなわち第一の事象の場合，あくまで財務諸表の修正で対処すべきではないかと指摘している。

59)『日経産業新聞』平成5年5月14日，「NBトレンド―インタビュー・商社の監査役，検察本来の役目と同じ」『日経ビジネス』平成5年6月7日，「監査役“鬼平氏”行く商法改正（1）」『日経産業新聞』平成5年6月26日，「改正商法影響を聞く（4）」『日経金融新聞』平成5年10月8日，「社外監査役　大物起用ラッシュ　効果は」『読売新聞』平成5年10月11日朝刊。

60)「社外監査役　大物起用ラッシュ　効果は」『読売新聞』平成5年10月11日朝刊。

図1　住友商事の利益処分案修正の公告

第128期定時株主総会に関する取締役会決議公告

平成8年6月20日
大阪市中央区北浜4丁目5番33号
住友商事株式会社
取締役社長　秋山　富一

株　主　各　位

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、既にマスコミ報道によってご存じのとおり、当社の銅地金取引に関し、前非鉄金属部長が会社の許可なく取引を行い、当社に巨額の損失が発生する恐れが生じました。株主の皆様には多大のご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。
当社第128期定時株主総会の招集通知書は平成8年6月11日に株主の皆様に発送しておりますが、上記事態の発生により会社の状況について重大な変化が生ずる可能性がありますので、招集通知書記載の会議の目的事項に関し、平成8年6月19日開催の当社取締役会において、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。
敬具

記

平成8年6月27日開催の第128期定時株主総会の会議の目的事項のうち、第1号及び第3号議案を次のとおり修正ないし撤回する提案を、同総会において行う。

1. 第1号議案「第128期利益処分案承認の件」の利益処分案を次のとおり修正する。

(修正前)

	円
当期未処分利益	12,888,710,778
投資等損失準備金取崩額	421,091,927
圧縮記帳積立金取崩額	1,800,668,803
別途積立金取崩額	25,000,000,000
計	40,110,471,508
これを次のとおり処分します。	
利益準備金	438,000,000
利益配当金	4,257,634,764
(1株当たり4円)	
取締役賞与金	120,000,000
投資等損失準備金	427,103,533
圧縮記帳積立金	3,570,120,026
株式消却積立金	25,000,000,000
次期繰越利益	6,297,613,185

(注) 平成7年12月8日に4,257,632,480円(1株当たり4円)の中間配当を実施しました。

(修正後)

	円
当期未処分利益	12,888,710,778
投資等損失準備金取崩額	421,091,927
圧縮記帳積立金取崩額	1,800,668,803
別途積立金取崩額	150,000,000,000
計	165,110,471,508
これを次のとおり処分します。	
利益準備金	426,000,000
利益配当金	4,257,634,764
(1株当たり4円)	
投資等損失準備金	427,103,533
圧縮記帳積立金	3,570,120,026
特定損失積立金	150,000,000,000
次期繰越利益	6,429,613,185

(注) 平成7年12月8日に4,257,632,480円(1株当たり4円)の中間配当を実施しました。

(この修正は、上記銅地金取引に関し予想される損失に備えるため、別途積立金取崩額250億円を1,500億円に増額のうえ同額の特定損失積立金を積み立てるとともに、株式消却積立金250億円の積立て及び取締役賞与金1億2,000万円の支払いを取りやめるものです。なお、取締役賞与金の取りやめに伴い、利益準備金の金額が減額となります。)

2. 第3号議案「利益による株式消却のための自己株式取得の件」は、これを撤回し、自己株式の取得は実施しないこととする。

以上

また，証券取引法上の監査報告書における特記事項が，単に財務諸表への注記部分の丸写しにとどまっていることにも疑問を呈している。

この問題は，財務諸表開示のありかたと監査報告書の信頼性の両者に関わる問題である。しかし，財務諸表の修正をあくまで求めた場合，いつまでならそれが可能なのかという実務上の問題は依然残ることになる。報告書はそれを，商法上の監査報告書の作成日を目処としたわけである。しかし，本事例での問題は利益処分案が修正されていることである。すなわち，監査報告書中には利益処分案についての意見も含まれるわけであり，利益処分案が修正されるのならば監査報告書も結果としてその文面はまったく同じであるにせよ論理的には一旦撤回した上で再提出されねばならないことになる。そしてそのような監査報告書の書き直しが可能ならば，財務諸表も同様にやはり何らかの修正がなされないと，再提出された監査報告書に適法意見が表明されるのはおかしいことになろう。しかるに今般の事例では，おそらくは将来の損失処理という実務的な問題が先立ったのであろうが，利益処分案のみが修正される，ということに結果したのである。

監督官庁の責任については，前述した通りである。すなわち，大和銀行の事例については大

蔵省の責任が問われた。大蔵省は，銀行局と国際金融局が検査を行っていたが，不正の発見はできなかった。この点ですでに，大蔵省や日銀の責任を問う議論がある[61]。また，米当局によれば，大和銀行による事件の通報が遅れたのも，そこに大蔵省の意向があったのではないかともされた。これに対しては，先述のように大蔵省は否定しているところであるが，大和銀行の問題が検討されていたであろう1995年8月は木津信用組合と兵庫銀行の破綻発表とその処理が行われた時期であり，大蔵省が大和銀行の問題をそれよりも大きな問題と考えていなかったとすれば，時期的に先送りして処理しようと考えたことはあり得よう。さらに，大蔵省が事件を把握した後，米当局への大蔵省からの通報が遅れたことや，大蔵省が大和銀行から報告を受けた時期を当初9月18日と発表していたものを後に8月8日に訂正するという失態は，米当局への印象を悪くするものであった。なおアメリカにおいても，ＦＲＢがその監督責任を自ら認める報告書を上院銀行委員会に提出している[62]。また住友商事の事例に関しては，先述のように監督官庁の責任論は専らＬＭＥを監督する英当局についてのものとなっている。

15.4　本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴をまとめれば，次のようになる。

①国際的な不正事例であること

②監査が対応すべき「不正」の範囲が問題である事例であること

③監査についての言及が少ないこと

①のように，本事例は単に我が国の不正事例とはいえない側面を持つ。アメリカ，あるいはイギリスを巻き込んだ事例であり，いわば不正事例の国際化を端的に示した事例といえる。不正事例の国際化は，この事例にとどまらない。本稿中でも触れたベアリングズ事件もそうであるし，ＢＣＣＩ事件もそうである。大和銀行，住友商事ほど大規模でなくとも，過去には82年9月の第一勧業銀行シンガポール支店，84年11月の富士銀行ニューヨーク支店[63]，近年では日本長期信用銀行の子会社長銀ニューヨーク信託[64]，安田信託銀行香港現地法人[65]，あさひ銀行ニューヨーク支店の事例のように[66]，企業の国際化に伴ってかかる不正事例の国際化は今後進むものと考えねばならない。しかも，金融商品の発達と共に，大和銀行，住友商事の事例のごとくその損失金額はきわめて巨額になる方向にある。

②については，特に本事例のような種類の不正が，たとえば横領のような従業員個人の不正なのか，企業の不正なのかについて考え方に違いがあるように思われる。大和銀行事件では，米当局はこれが大和銀行の犯罪でもあることを立証しようとしたと共に，Ｉ氏についての大和銀行の使用者責任も主張した[67]。大和銀行は最終的には司法取引によってこれを認めたものの，スタンスとしては司法取引に応じたのはコストとベネフィットの勘案の結果であって，積極的に罪を認めたものではないというものであろう[68]。住友商事も，あくまで事件がＨ元部長個

61) *The Sunday Times,* 1 October 1995.

62) 『日本経済新聞』平成8年4月16日夕刊。

63) これら２例は外国為替取引の無断取引で損失を出したものだったが，いずれも担当者は罪に問われていない。いずれも，当該銀行が行内の事故として処理する方針を取った。大和銀行事件でＩ氏が最終的に自ら頭取に告白したのも，この２事例が念頭にあったようである（井口［1997a］，36-37頁）。

64) 『日本経済新聞』平成8年4月1日夕刊。*Financial Times,* 2 April 1996. この事例は日本長期信用銀行の米国信託子会社の現地社員が内規違反の取引を行い，米当局に虚偽報告を行っていたもので，米当局から100万ドルの支払い命令を受けている（『日本経済新聞』平成8年8月15日朝刊。*Financial Times,* 15 August 1996.）。

65) 『日本経済新聞』平成8年4月20日朝刊。

66) これは当局の検査資料をあさひ銀行側が無断閲覧したというもので，罰金500万ドルを課されている（『日本経済新聞』平成9年2月14日夕刊）。

67) 『日本経済新聞』平成8年2月13日夕刊。

68) この点は，大和銀行の公判前申告書に明らかである。すなわち，Ｉ氏は，「大和の利益を損ない，大和及びその役員を騙す意図で行為を行ったものであり，大和の利益の為に行為した訳ではない（『日本経済新

人の犯罪であり，会社は被害者であるという立場を堅持しようとしている。このように，ちょうど従業員の横領や盗難のごとく会社が一方的に被害にあった事例というのが大和銀行，住友商事に共通した姿勢であろう。この場合，企業はそういうことがないように内部牽制なり予防措置を働かせるはずであるから，それが発見できなかったというのは内部統制組織の不備である，というのが監査の側の考え方となろう。しかし，この種の不正が横領と異なるのは，被害額が当事者の懐に入るものではないことである。確かにベアリングズ事件と大和銀行事件では，横領も同時に行われているが，それは全体の損失額からすればたいへん小さく，また住友商事事件ではそれもみられない。すなわち，直接的にはそもそも会社に利益を与えるために行った行為が不正を生み，結果として損失を被らせることになった，というのがこの種の不正である。この場合，これを単純に個人の不正として捉えてしまってよいのかという問題は残ろう[69]。しかも金融機関のような規制がかかり当局に報告を求められる業種の場合には，かかる不正が当局への虚偽報告を含む可能性が高く，組織の責任が問われやすい。また株式公開会社の場合には，結果として誤ったディスクロージャーを行っていた可能性が高く，損失額が多額であればベアリングズのように倒産も覚悟せねばならない。このように，本事例は組織犯罪と個人犯罪の境界例に位置するものと言え，監査にとっても難しさがある。しかし，倒産予測情報の開示までが監査の範疇に入ってきつつある現在，かかる境界例を監査の側から個人犯罪と決めて対処しないというのは将来に問題を残すことになろう。

③については，特に日本にあっては公認会計士，監査役などの監査人への言及は少ない[70]。すなわちこれはあくまで内部監査の問題，という捉え方であろう。したがって，事件への対策としても大和銀行の場合は日米欧の監督官庁の監督の再考，そして両事例とも内部統制組織・内部監査の再検討ということになった[71]。前者については，住友商事事件を契機に商品先物市場の国際監視ルールを日米英で策定するといった，国際的な対策が探られている[72]。また，大和銀行事件からは，アメリカでは在米外国銀行に外部監査人の監査を義務づける方針が示されたように，事件の発生ないし防止を外部監査の有無と結びつけて考えていることは特徴的である[73]。

96年7月25日，日本公認会計士協会は銀行等監査特別委員会報告第1号「銀行の海外支店監査に関する実務指針」を公表した。銀行等監査特別委員会は，住専問題等金融不祥事が続いた中で96年3月26日に設けられた委員会である。その第1号の報告となったものであり，設置からわずか4ヶ月余りで報告をまとめたことになる。その内容は，監査報告書の第一義的な責任は常に本邦監査人にあるとし，デリバティブ取引の増

聞』平成8年1月23日夕刊)。」かかる大和銀行の姿勢はアメリカの法廷の心証をたいへん悪くしたようで，大和銀行のI氏への賠償請求を退け，大和銀行へは横領額の返済のみを命じることに結果している(『日本経済新聞』平成8年12月17日夕刊)。

69) 大和銀行事件とベアリングズ事件の当事者はそれぞれ事件後手記を書いているが，それらによればいずれも会社のために行った取引，という思いが強いようである。

70) 公認会計士が，「大和銀行ニューヨーク支店のように11年間も不正が続き，11億ドルの損失が発生したのに気づかなかった例もある」という指摘もある(「社説」『日本経済新聞』平成8年3月3日)。

71) 後者については，大和銀行が管理体制改善委員会を設けたほか(『日本経済新聞』平成7年10月3日朝刊)，大和銀行をはじめ，東京三菱銀行，住友銀行なども在外拠点担当の検査・監査チームを置くこととした(『日本経済新聞』平成9年7月23日)。また，住友商事は新たに市場リスク管理室を設置している(『日経産業新聞』平成9年3月4日)。

72) 『日本経済新聞』平成9年5月20日朝刊。

73) この方針は早くから示されていたが(『日本経済新聞』平成7年12月7日朝刊)，具体的には，ニューヨーク銀行局が外部監査を州内で営業する全ての外国銀行に義務づけることとした(『日経金融新聞』平成8年11月10日)。

加も念頭に置いて，特に往査について詳しく述べ，あわせて内部監査人や業務監査人，現地監査人の監査結果の利用について指針を示したものとなっている。

大和銀行事件の場合も，事件により担当監査法人が責任を問われ，処分を受けたわけではない。結果としてアメリカでは組織犯罪とされたにせよ，国内的には住友商事事件のH氏と同様に，あくまでＩ氏個人の犯罪ということであろう。先の特別委員会報告では，その前文を含めて大和銀行事件についての言及はない。したがってこれに大和銀行事件の影響がどの程度あったのかを示す資料は乏しいが，時間的関係を考えると大和銀行事件が少なからず影響を与えたと考えるべきであろう。

いずれにせよ，大和銀行，住友商事の両事例は，外部監査人が対応する必要のない，あるいはできない事例と片づけるにはあまりに多くの示唆に富む事例といえよう。

［参考文献］

デービッド・アトキンソン「大和銀行の制裁は大蔵省への警告」『金融ビジネス』第128号，1996年1月。

井口俊英『告白』文藝春秋，1997年1月（1997a）。

井口俊英「アメリカの司法に騙された」『文藝春秋』第75巻第7号，1997年5月。

塩谷紘「火に油を注いだ大蔵省の罪」『文藝春秋』第74巻第1号，1996年1月。

徳本栄一郎「住商　浜中泰男部長の最後の言葉」『文藝春秋』第75巻第7号，1997年5月。

スティーブン・フェイ著，宇佐美洋訳『ベアリングズ崩壊の真実』時事通信社，1997年2月。

水野隆徳『ニューヨーク発大和銀行事件』ダイヤモンド社，1996年11月。

森田政夫「住友商事の巨額損失事件に係る会計監査の問題（1）」『京滋ＣＰＡ会報』1996年8月号，8-9頁。

ニック・リーソン著，戸田裕之訳『私がベアリングズ銀行をつぶした』新潮社，1997年1月。

S.R.ワイズブロッド「市場原理が銀行を正す（経済教室）」『日本経済新聞』1996年9月28日朝刊。

渡辺良行「大和銀行の隠蔽工作」『文藝春秋』第73巻第17号，1995年12月。